

VII その他

追検査について

「追検査」は、インフルエンザ等に罹患するなど、やむを得ない理由により検査を欠席した者を対象に実施します。

- 特色選抜や一般選抜をやむを得ない理由により欠席した者は、3月下旬に実施する追検査を受検することができます。
- 特色選抜における追検査対象者は一般選抜に出願することができます。ただし、一般選抜におけるこの学科（コース）には出願できません。
- 一般選抜における追検査対象者は、追検査の申請手続きをすることで二次募集に出願することができます。
- 追検査においては、「国語、数学、英語」の学力検査、調査書の成績、調査書のその他の記載事項を資料として、総合的に合否を判定します。
- 追検査で合格した場合、他の合格は無効とします。

【追検査対象者の流れ】(例:特色選抜の追検査対象者の場合)

